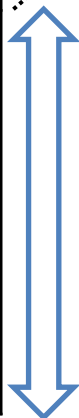


# 市町村国保特会収支イメージ(医療分)

現行

歳入	歳出
保険料	保険給付費
公費	
前期高齢者 交付金	



国保制度改革後

歳入	歳出
保険料	事業費納付金 (分賦金)
給付費等交付金 (都道府県からの 交付金)	保険給付費



○「保険料+公費+前期高齢者交付金」と「保険給付費」が均衡

○保険給付費が想定以上となった場合、財源不足となるおそれがある。⇒赤字会計のリスク

・想定以下だった場合、その差額は余剰金となる

○「保険料」と「事業費納付金」が、「給付費等交付金」と「保険給付費」がそれぞれ均衡

○保険給付費に応じて給付費等交付金が交付されるので、保険給付費に起因する赤字は基本的に発生しない。

・ただし、余剰金も基本的に発生しない

・前期高齢者交付金も市町村国保特会での関与がなくなることから、これによる赤字、余剰金は発生しない

・保険料収納不足による赤字リスクや、収納率向上による余剰金の可能性はこれまでどおり